

東近江行政組合会計管理者の補助組織設置規則

平成 3 年 3 月 1 日
滋賀中部地域行政事務組合規則第4号

改正 平成10年3月31日 規則第1号
平成19年4月1日 規則第3号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第5項の規定に基づき、会計管理者の権限に関する事務を処理させるため、出納課を置く。

(平19規則3・一部改正)

(課長)

第2条 出納課に課長及び必要な職員を置く。

(分掌事務)

第3条 出納課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 歳入歳出の経理及び決算に関すること。
- (2) 収入及び支出の審査に関すること。
- (3) 現金、保証金及び有価証券等の出納保管に関すること。
- (4) 会計支払に関すること。
- (5) 出納員に関すること。
- (6) 物品の出納及び保管に関すること。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成10年3月31日規則第1号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に収入役が在職する場合においては、その任期中に限り、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東近江行政組合規則別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。